

監 査 公 表 第 6 号

平成29年3月15日

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田中 和末

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市医療公社）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成29年2月27日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成29年3月15日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

公益財団法人周南市医療公社に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、公益財団法人周南市医療公社（以下「医療公社」という。）を選定し、関係する本市主管課である福祉医療部地域医療課病院管理室も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア 医療公社関係

(7) 監査対象事務

全事業に係る出納その他の事務

(i) 監査対象事業年度

平成27事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(ii) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表及び対象期間の関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

イ 本市主管課関係

医療公社に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成27年度指定管理料の予算執行を対象とした。

(3) 監査の実施期間

平成28年12月21日から平成29年2月27日まで

2 医療公社の概要

(1) 設立年月日

平成11年6月9日

なお、平成25年4月1日に、財団法人から公益財団法人へ移行している。

(2) 設立目的（定款第3条）

この法人は、周南市及びその周辺の地域住民の健康の保持、公衆衛生の向上、高齢者の福祉の増進及び地域の保健医療体制の確立を図り、もって地域住民の医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) **主たる事務所の所在地**（定款第2条）

山口県周南市宮の前二丁目3番15号

(4) **基本財産**（平成28年4月1日現在）

1億円（全額本市が出捐）

(5) **組織**（平成28年4月1日現在）

理事長 1人（副市長）、副理事長 1人（病院長）、専務理事 1人（本市派遣職員）、理事 6人、監事 2人、評議員 9人、

職員 213人（医師12人、看護師112人、看護補助者12人、薬剤師7人、放射線技師6人、臨床検査技師8人、理学療法士7人、作業療法士5人、言語聴覚士1人、臨床工学士2人、管理栄養士2人、医療社会福祉士2人、事務局長1人（専務理事と兼務）、事務員15人（うち4人は本市派遣職員）、支援相談員1人、介護福祉士16人、視能訓練士1人、介護支援専門員3人）

(6) **事業年度**

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(7) **事業**（定款第4条）

- ア 公衆衛生活動及び救急医療に関すること。
- イ 医学及び医療の向上に関する調査研究及び人材育成に関すること。
- ウ 高齢者の福祉の増進に関すること。
- エ 訪問看護、居宅介護及び在宅介護支援事業に関すること。
- オ 健康診査・相談、健康教室等及び住民の健康づくりに関すること。
- カ 市立病院及び介護老人保健施設等医療・介護の拠点施設の管理運営に関すること。
- キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(8) **平成27年度事業内容**

- ア 病院事業

- イ 訪問看護ステーション事業
- ウ 介護老人保健施設事業
- エ 在宅介護支援センター事業
- オ 居宅介護支援事業
- カ その他住民の健康づくりに関する事業

3 本市からの財政援助等

(1) 出捐

医療公社の設立に際して基本財産 1 億円を全額出捐している。

(2) 公の施設の指定管理

平成 27 年度は、公の施設の指定管理者として新南陽市民病院 24 億 8,854 万 5,450 円及び介護老人保健施設ゆめ風車 2 億 6,532 万 6,997 円の指定管理料（交付金）を支出している。

4 監査の結果

(1) 医療公社関係

ア 本市からの出捐金、指定管理料の出納事務等について

(ア) 出捐について

出捐目的、設立目的に沿った事業運営が行われていた。

(イ) 公の施設の指定管理について

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）第 8 条では、指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないと規定されているが、新南陽市民病院及び介護老人保健施設ゆめ風車のそれぞれの事業報告書は、理事長名による市長宛の報告書ではなく、簡易な手續きで行われていた。

その他の事務については、基本協定、年度協定及び関係法令等の定めるところにより、おおむね適切に処理されていた。

イ 事業報告及び決算の承認等

定款第 9 条の規定により、事業報告及び決算は事業年度終了後に監事の監査を経て理事会及び評議員会の承認等を受けなければならないとされており、平成 28 年 5 月 17 日の監事による監査を経て、平成 28 年 5 月 31 日開催の理事会及び平成 28 年 6 月 16 日開催の評議員会において承認されていた。

ウ 経営状況を説明する書類の提出

法第 221 条第 3 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、市から 2 分の 1 以上の出資を受けている法人は、その経営状況を説明する書類として当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を市長に提出しなければならないが、医療公社の平成 27 事業年度についての関係書類が理事長名による市長宛の書類ではなく、簡易な様式で提出されていた。

エ 経理事務について

公益法人である医療公社は、公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととされており、個別事項については次のとおりであった。

(ア) 経理一般について

経理事務については、月別に貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、補助簿等が作成されており、総勘定元帳月別残高と照合したところおおむね適切に事務処理されていると認められた。

(イ) 現金預金について

平成 28 年 3 月 31 日現在の現金預金について、次のとおり照合を行った。

- ① 普通預金勘定残高 5,020 万 1,638 円について銀行残高証明書と照合したところ一致していた。
- ② 医療公社から提出された現預金管理表の現金 37 万 7,000 円及び小口現金 39 万 2,620 円は、月次貸借対照表の現金及び小口現金の残高と一致していた。
- ③ 現金及び小口現金の勘定残高の合計額 76 万 9,620 円に普通預金勘定残高 5,020 万 1,638 円を加えた現金預金の合計額は、月次貸借対照表の流動資産の現金預金の額 5,097 万 1,258 円と一致していた。

(ウ) 基本財産について

基本財産 1 億円について銀行残高証明書と照合したところ一致していた。

(エ) 特定資産について

平成 28 年 3 月 31 日現在の特定資産について、次のとおり照合を行った。

- ① 退職給付引当金資産残高 1,179 万 2,897 円について銀行残高証明書と照合したところ一致していた。

(オ) 減価償却について

減価償却は定額法を適用し、適正に処理されていた。

(2) 本市主管課関係

ア 出資状況

- (ア) 医療公社に対する出資による権利 1 億円は、平成 27 年度歳入歳出決算書の財産に関する調書（公有財産）に登載されていた。

(イ) 地域医療課病院管理室では、周南市公有財産管理規則第 28 条に規定されている公有財産台帳（副本）を備え、出資による権利の記録整理が行われていた。

イ 指定管理料の支出状況

平成 27 年度の新南陽市民病院指定管理料 24 億 8,854 万 5,450 円（管理運営交付金 12 億 4,248 万 5,254 円及び病院診療交付金 12 億 4,606 万 196 円）及び介護老人保健施設ゆめ風車指定管理料 2 億 6,532 万 6,997 円（管理運営交付金 1 億 7,611 万 7,355 円及び介護交付金 9,344 万 6,562 円）の支出等会計事務については、関係法令等に則りおおむね適正に処理されていた。

ウ 出資団体の財政状況の報告

法第 243 条の 3 第 2 項及び法施行令第 173 条第 1 項の規定により、毎事業年度、医療公社の経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならないが、平成 27 事業年度の事業計画は平成 27 年 6 月第 2 回市議会定例会へ、決算に関する書類は平成 28 年 8 月第 4 回市議会臨時会へ提出されていた。

(3) 指摘事項

「4(1)ア(イ) 公の施設の指定管理について」で述べたとおり、公の施設に関する平成 27 年度の事業報告書の提出が理事長名による市長宛の報告書ではなく、簡易な手続きで行われていた。

また、「4(1)ウ 経営状況を説明する書類の提出」で述べたとおり、医療公社の経営状況を説明する書類として平成 27 事業年度の事業の計画及び決算に関する書類の提出が理事長名による市長宛の報告書ではなく、簡易な手続きで提出されていた。

その他については、監査対象とした団体の事務及び当該団体に関する所管課の事務は、関係規定、関係法令等に則りおおむね適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。